

日本外交文書

大正二年第一冊

外務省

序

日本外交文書の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となつた。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたつて展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和三十八年十一月

外務省大臣官房国際資料部調査課長

例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 米国の排日問題、欧州大戦関係、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当つて原書の改変、削除、簡略化等が行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。

五、大正二年の本書は明治四十五年に引き続き大正二年中に展開された外交関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、対中国関係文書は専ら第二冊に、また米国の排日問題の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の付録は当該分冊限りの日付索引を掲載したものである。

目次

一、	「カナダ」ノ日英通商航海条約加入一件……………	一
二、	臘肭獸保護条約締結一件……………	四一
三、	改正赤十字条約關係一件……………	七二
四、	米国官憲ニ於テ我漁獵船拿捕一件（東海丸、開盛丸）……………	八五
五、	極東ノ露領沿海ニ於ケル漁業ニ關スル件……………	九五
六、	「カナダ」ニ於テ本邦移民渡航制限及ビ排斥ノ件……………	一〇七
七、	「オーストラリア」ニ於テ本邦移民渡航制限ノ件……………	一三五
八、	「メキシコ」移民雜纂……………	一六六
九、	「ペルー」移民雜纂……………	一七一
	（一）森岡移民合名会社扱關係……………	
	（二）東洋移民合資会社扱關係……………	
	（三）移民送金及ビ積金……………	
十、	「ブラジル」移民雜纂……………	二三八

十一、「アルゼンティン」移民雜纂……………	二九一
十二、朝鮮ニ於ケル外国居留地整理一件……………	二九七
十三、朝鮮宣川基督教徒ノ陰謀事件關与一件……………	三四八
十四、「メキシコ」革命動乱一件……………	三六〇
十五、露蒙協約關係一件……………	四二〇
付、蒙藏條約關係……………	
十六、「バルカン」紛争一件……………	五九一
付録 日本外交文書大正二年第一冊日付索引……………	

事項一 「カナダ」ノ日英通商航海條約加入一件

一 一月八日 在オタワ中村總領事ヨリ
桂兼任外務大臣宛(電報)

「カナダ」ノ日英通商條約ニ加入問題調査ノ
進行狀態ニ關スル件

第一号

日加條約問題ニ付一月八日首相カ本官ノ問ニ對シ答ヘラレ
タル要領左ノ如シ

本件ニ付テハ客月加那陀議會休会前閣員中直接ノ關係アル
各大臣ヲ特別委員トシ具體的調査ヲ為スコトナリ差当リ
外務次官ニ命シテ參考材料ヲ収集セシメ日英日米兩條約ト
共ニ印刷ニ附セシムルコトニ取計ヒ置キタルカ丁度數日前
同外務次官ニ催促ニ及ヒタル次第ナリ右出来上リ次第更ニ
委員會ヲ開キ加入是認ニ決セハ正式ニ之ヲ閣議ニ附スル積
リナルモ右委員會ノ經過如何ニ依リテハ閣議決定前貴官ト
何等打合せヲ要スルコトアルヤモ計リ難ク又他ニ種々重要
ナル對議會案件モアルコト故何時本件最終ノ決定ヲ見ルニ
至ルヘキヤヲ此際証言スル能ハサルモ出来得ル限り本月末

一 「カナダ」ノ日英通商航海條約加入一件 一二

頃迄ニ確言シ得ル様致シタキ積ナリ云々

二 一月二十三日 在オタワ中村總領事ヨリ
桂兼任外務大臣宛(電報)

「カナダ」ノ日英通商條約加入問題調査ハ近
ク結論ニ達スベキ旨「カナダ」商務大臣談話
ノ件

第二号

一月二十三日他ノ用務ヲ以テ商務大臣ニ面会ノ節條約問題
ノ經過ヲ問ヒ試ミタルニ其後着々進捗シツツアリ數日中今
一度關係各大臣會議ヲ開ク予定ナルガ該會議ニ於テ多分大
体ノ方針ヲ決定シ得ルニ至ルベク但シ今茲ニ明言シ得ザル
モ最終決定ヲ為ス前或ル事項ニ關シ日本政府ト意見交換ヲ
為ス必要ヲ生ズルヤモ計リ難シト答ヘラレタリ
同大臣ハ二月十日当地發濠洲旅行ノ途ニ上リ先ヅ「ニュー、
ジーランド」ニ赴カルル由ナリ本邦立寄ノ件ノ委細ハ公信
ニテ申進スベシ